

---

# ITEMに参加される方へ

2019年度版

公取協JIRA支部



---

# 説明内容

1. 規約上の注意点
2. 会場入場券について
3. ITEMや学会において注意すること
4. アウトサイダーについて

---

# ITEMに参加される方へ 規約上の注意点

- ・ 医療機器業公正取引協議会が景品表示法に基づき消費者庁と公正取引委員会に届出し受理された公正競争規約が適用されます

# 医療機器業界の自主ルール

正常な商慣習の確立のために

## ① 倫理綱領

社会に対し、良いことをする

## ② 企業行動憲章

事業行動に対する企業経営者の責務

## ③ プロモーションコード

良いことをするために守るべきこと、  
してはいけないことを例示

## ④ 公正競争規約

景品類提供の制限



**JIRA**

# ITEMで注意すること

## ●入場カード引換券について

入場カード引換券は、**指定封筒に入れて配布してください。**

**事業者名の印を押す・事業者のカタログ等を同封する・指定封筒をさらに別の封筒に入れるようなこと**事はしないでください。

### <考え方>

ITEM入場カード引換券は主催者が顧客等を招待するもので、事業者の皆様には主催者に代わって、入場券を配布していただいています。**事業者が顧客に対して、入場券をプレゼントしているのではない。**という事を明確にするためにこのような運用をお願いしています。

---

# ITEMで注意すること

## 学会場において注意すること

### ・学会での案内等の手伝いについて

- ・要請に応ずる場合は、複数社で対応してください。
- ・同一資本系列(子会社等)や自社代理店との対応は認めていません。
- ・お手伝い程度の簡易な作業であること。
- ・1社1日、1～2名が目安。

# ITEMで注意すること

- ・ **接待** . . . 商談・会議等を円滑に進行させるために副次的に行うものです。  
一人当たり10,000円を超える接待はできません。また、**2次会は禁止**されています。
- ・ **饗応** . . . 飲食物や娯楽等の提供それ自体を目的とし、接待の範囲を超えるもの—**饗**  
**応は取引誘引行為として不当なものとなり規**  
**約違反になります。**

---

# ITEMで注意すること

---

- 学会等の展示会において形状見本を配布すること

学会等の展示会で形状見本を配布することは、規約上の配布の要件を充たしませんので、**形状見本の提供は一切できません。**

---

# ITEMで注意すること

---

## ・ アンケートの謝礼は

アンケート調査の謝礼は、1千円を越えない範囲と決められています。(来場記念品等と提供できる内容は同じです。)

(注意)

アンケート内容は名目的なものでないこと。

アンケートに名を借りた景品類の提供は規約に違反します。

---

# ITEMで注意すること

---

## ● 自社展示会場の来場者への記念品等 について

- **来場記念品**

- **市価で1千円を超えない範囲で、参加者が学会や研究会で利用でき、かつ、来場者に平等に提供できるものにしてください。**

# ITEMで注意すること

- 自社展示会場の来場者への記念品等について
  - 具体的には
    - 文具類(筆記用具・メモ帳類)
    - カタログ等資料を入れる袋
    - モバイル用品(ノートパソコン等のモバイル機器を使用する上で有用な物品)  
例えば、USBメモリー、SDカード等
- ※但し、携帯ストラップ等引き寄せ景品は禁止
- ※必ず社名・製品名等が印字されていること

# ITEMで注意すること

- ・ 食品等(飲料や菓子類)の提供について

※提供することはできません。

※例外として、

■商談時にパーティション等で仕切られた商談コーナー内で茶菓を提供すること。

■展示ブースが狭く商談コーナーを設けられない場合に、  
商談時に商談スペースである事を明示した場所では、可能です。  
茶菓を提供すること。

**ポイント:** 第三者が見て商談や打ち合わせの際の社会的儀礼の範囲内での接遇であると認識できる。

# ITEMで注意すること

- ・ 学会において、自社の取扱い医療機器に関する研究の発表がある。併設展示会場でも展示する。  
この研究発表は自社の取り扱う医療機器の講演会等になるか？

## ITEMでは

⇒講演会は、学会の主催や学会と共催ではない限り認められません。

サテライトセミナーも ×認められません。

---

# アウトサイダーについて

- ・ 公取協JIRA支部に加入していないので関係ない・・・

⇒違反した場合、**消費者庁**が景品表示法を基に直接調査を行います。措置内容は、大変厳しいものになります。

---

# ITEM会場内に公取協ブースが 設営されています

- ・ 規約の周知を行い、相談を受け付けます。
- ・ 会場内を見回り監視を強化いたします。
- ・ 規約に抵触すると思われる場合は、その場で違反行為を中止するよう求めます。

---

# 最後に

規約をご理解いただき遵守  
していただくようお願いいた  
します。